

子供の学習費調査 過去の問い合わせ

Q&A(大阪府)

|    | 質問内容                                                                                                                                                        | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 対象となる生徒が異動した場合はどうするか。                                                                                                                                       | 異動があった時点で、調査の対象外となります。<br>なお、その際は、調査票提出一覧表の該当整理番号のある欄の備考欄に、「該当整理番号」と「異動のため調査不能」とご記入ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2  | 調査票の配付時期は、都度渡したほうが良いか。                                                                                                                                      | 学校の判断にお任せしますが、4月の初めに3回分まとめて渡すよりも、3回に分けて都度渡した方が、保護者が調査票を紛失する可能性が低くなると思われますので、可能であれば、3回に分けて配付いただけたらと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3  | 保護者が途中で拒否した場合は、どのようにすれば良いか。                                                                                                                                 | この調査は任意であるため、どうしても協力いただけない場合は調査拒否として扱います。なお、その際は、調査票提出一覧表の該当整理番号のある欄の備考欄に、「該当整理番号」と「調査拒否」とご記入くださいますようお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 4  | 保護者が調査票を紛失し、学校の予備もなくなってしまった場合はどうすれば良いか。                                                                                                                     | 学校は、すぐに市町村教育委員会を通じて教育庁へその旨お伝えください。すぐに文部科学省から取り寄せて、追加送付致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 5  | 学校から保護者への説明方法は、どのようにすれば良いか。                                                                                                                                 | 学校の判断にお任せします。<br>一番望ましいのは保護者と直接会って説明していただく方法ですが、難しいようであれば、文書や電話等の方法により依頼してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 6  | 保育料や給食費等、納付すべき費用を滞納している者がいる場合、調査票に記入するのは、本来徴収すべき金額合計と実際の徴収金額のどちらか。                                                                                          | 負担すべき額の平均を出すという観点から、本来徴収すべき金額を記入してください。<br>ただし、減免を受けている者にかかる減免額は差し引くこととします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7  | 「その他の学校外活動費」(体験活動、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション、教養・その他等)はどこまで対象とするのか。                                                                                                | 教育目的(対象)なのか娯楽(対象外)なのか、保護者の主観で判断してもらうようにお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 8  | 学校用説明書P.11に、第3回提出分の期日は卒業等あるため早めに設定して良いと記載があるが、3月分の経費についてはどのように計上するのか。                                                                                       | おけいこごとの月謝等、3月末までに支払いが見込まれるものは計上してもらうようにお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 9  | 入学・卒業を控える園児・児童・生徒の調査対象となる費用について教えてほしい。                                                                                                                      | ①令和3年度に入園・入学する場合(中学1年生、小学1年生、4歳児(4～5歳児が在園する場合)、3歳児(3～5歳児が在園する場合)が対象)<br>入園・入学準備のために3月以前に支出した費用も調査対象です。<br>※保護者用手引き10ページ参照<br>②令和3年度に卒園・卒業する場合(中学3年生、小学6年生、5歳児が対象)<br>来年度(進級・進学後)の学習活動に関係する費用は調査対象外です。<br>※保護者用手引き20ページ参照                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 10 | 保護者用手引き5ページに、「別生計の祖父母や親戚などが購入したランドセル・かばん代など、別の生計にある人から提供を受けた物品などは、ご回答に加えないでください」とある。これは、「同一生計であれば、祖父母や親戚などが購入したものは回答に含む」と読めるが、何を持って同一生計とみなし、回答対象であると判断するのか。 | 「生計を一にする」の考え方について、具体例は以下のとおりです。<br>①一つ屋根の下に暮らしていれば同一であるとみなすのか<br>→そのとおりです。<br>②住民票上も同一である必要があるのか<br>→住民票上も同一であることが必須ではなく、住民票上の一致・不一致は関係ありません。<br>③別の家に住んでいても、同一であった場合は含めるのか<br>→そのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 11 | 保護者用手引き10ページに、「入園・入学準備のために3月以前に支出した費用も調査対象」とありますが、「以前」とはどこまでを指すのか。ランドセル等であれば、1年以上前から購入している場合もあるが、4月1日からの費用であれば、どこまでもさかのぼって計上してよいのか。                         | そのとおりです。<br>例えば新1年生のために買ったランドセルが相当前の購入だったとしても、回答対象となります。ただ、実際には、購入額を覚えていない場合もあるので、可能な範囲で計上してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 12 | 学級費の計上方法について、生活保護世帯で、保護者から学級費を徴収せず、公費として市町村から直接学校・園へお金が渡るようなものがあるが、これは保護者が支出していないので、調査対象ではないと考えてよいのか。                                                       | そのとおりです。<br>あくまで保護者の方がどの程度の支出をしたか(家庭の財布から出たお金)のみが対象であるため、公費負担分を取り扱う必要はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 13 | 「オンライン回答状況一覧」では、各学校のうち何名からオンライン提出があったということが分かるのか？あるいは誰がオンラインで提出したということまでわかるのか？                                                                              | 「オンライン回答状況一覧」では、ある時点においてオンライン調査票の提出があった保護者の、学校調査番号、学年、整理番号を一覧としてお示しする予定です。従って、一覧をご覧いただければ誰がオンラインで提出したか、ということまでお分かりいただけます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 14 | 例えば、第1回目のオンライン回答状況について、8月末の提供があった後に、9月の×日の前にもう一度提供を依頼することは可能か？                                                                                              | 可能です。文部科学省では、既定の提供時期以外でも、各都道府県からの求めに応じて個別にオンライン回答状況一覧を提供することを検討しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 15 | 第1回分を未提出の保護者が、第2回をオンラインで提出し、未提出の第1回についてもオンラインで提出したい旨の希望があった場合は、期限後に提出することは可能か？                                                                              | 回答期限後、第1回分の調査票はシステムに表示されなくなるが、個別の求めに応じて期間限定的に再表示することは可能です。ただし、他の保護者が誤って第1回分を更新しないように、極短期間での回答入力を求める可能性があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 16 | 保護者がオンラインで回答したかどうかを学校・自治体が確認する手段はあるでしょうか。文科省からの連絡がなくとも、各学校で回答状況を確認できるようにしてほしいです。                                                                            | 今回の調査においては、保護者の回答状況を学校・自治体を確認する手段はありません。<br>技術的には実装できないこともないが、LGWAN経由でアクセスするシステム内で行う必要があり、そのシステムにログインするには専用のトークンが必要となります。都道府県教育委員会などでは、このトークンを持っているところもあるかと思いますが、私立所管課や実施学校にこの調査のためにトークンを配布して、管理をお願いするというのは現実的ではないため、今後も実装する予定はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 17 | 例えば、第1回目を紙で提出した保護者が、第2回目以降をオンラインで提出することは可能か？                                                                                                                | 可能です。文科省では、回答方法が紙かオンラインかの別に捉われず、同じ保護者からの回答が3回分すべて揃っていれば集計することができます。第1回：紙→第2回：オンライン→第3回：紙のように混ざっていても問題ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 18 | 保護者が回答することを拒否したり、提出期限までに回答がない場合に罰則等はあるのか。                                                                                                                   | 本調査は、一般統計調査であるため、回答者に法的な義務は生じません。従って、回答を拒否した保護者などに対する罰則はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 19 | 学校用手引き14ページ記載の、「一部の調査項目について参考情報を提供する」について、府内のある幼稚園では、教材費を毎月一律に1000円保護者から徴取しているが、これは学校教育費には含めてよいのか。それとも、第三回回答時に、授業料等として支出した教育費として回答したほうがよいのか。                | 学校・園が保護者から一律に徴収している経費については、基本的には第3回のオモテ面(授業料等として支出した教育費)として回答するようにしてください。<br>その中で、今回の教材費のように、実際の用途が学級費や校外活動費など他のどの項目にも当てはまらない場合は、「その他の学校納付金」にまとめて計上いただくようにしてください。<br><br>ただし、教材費という名目で徴収した場合でも、用途が他の項目に当てはまるものについてはそれぞれ振り分けるようにしてください。<br>例：教材費年間12,000円の内訳が【3000円を遠足の費用、2000円を児童会の費用、5000円を児童個人の所有となる体操着の購入、2000円をプリント代等の教育費】となっている場合<br>3回目オモテ面の校外活動費に3000円、学級児童会生徒会費に2000円、その他の学校納付金に2000円を計上し、3回目のウラ面の体育用品費に5000円を計上していただくことになります。<br><br>実際にここまで詳細に情報提供をしていただくのは園にとって非常なご負担かと思いますが、調査上正確に分類するとすれば上記のとおりになります。<br>(ニュアンスが難しいですが)学校・園には可能な範囲でご対応いただけるようお願いいただければ幸いです。 |
| 20 | 学年の違う兄弟、姉妹を調査対象としてもよいのか。(例：5年生の兄、2年生の妹を選定する)<br>世帯の年間収入等の回答項目において、回答が重複してしまうため避けた方がよいのか。                                                                    | 2人分回答するのは保護者様にとってかなりの負担になりますので、兄弟姉妹が2人以上選ばれることのないようご配慮願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 21 | 年間収入の記入を拒否された場合、未記入でもよいのか。                                                                                                                                  | 未回答であったとしても記入・再提出を求めることはありませんし、有効回答として扱います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 22 | 男女の別は必ず回答しなければならないのか。                                                                                                                                       | 性別につきましては、オンライン調査では回答しないと提出できない仕様になっています。<br>また、紙調査票の場合は性別の記入を府で確認し、未記入の場合照会することとなります。<br>何らかの事情があって性別未記入のまま文部科学省あてに提出した場合、回答は無効として扱われますのでご了承ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |